

令和3年第2回

# 瑞浪市議会定例会議案

令和3年6月1日



## 目 次

承第 2 号	専決処分の承認について（令和 2 年度専第 1 6 号 令和 2 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 5 号））	1
承第 3 号	専決処分の承認について（令和 2 年度専第 1 7 号 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について）	4
承第 4 号	専決処分の承認について（令和 2 年度専第 1 8 号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	1 1
議第 4 2 号	瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について	1 4
議第 4 3 号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	1 6
議第 4 4 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
議第 4 5 号	瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 8
議第 4 6 号	瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	2 0
議第 4 7 号	工事請負契約の締結について	2 1
議第 4 9 号	市道路線の認定について	2 2
議第 5 0 号	訴えの提起について	2 3
議第 5 1 号	財産の取得について	2 5
議第 5 2 号	令和 3 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 3 号）	2 6
議第 5 3 号	令和 3 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	2 9

承第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第16号

令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第15号）

令和2年度瑞浪市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,312,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年3月29日 専決

瑞浪市長 水野光二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,205,327	180,900	3,386,227
	1 地方交付税	3,205,327	180,900	3,386,227
13 分担金及び負担金		32,831	△23	32,808
	1 分担金	5,310	△23	5,287
15 国庫支出金		7,106,774	△168,444	6,938,330
	1 国庫負担金	1,465,096	△168,444	1,296,652
16 県支出金		988,232	618	988,850
	2 県補助金	348,427	618	349,045
19 繰入金		612,660	2,749	615,409
	1 基金繰入金	566,182	2,753	568,935
	2 財産区繰入金	46,478	△4	46,474
歳入合計		22,296,200	15,800	22,312,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,863,007	180,900	7,043,907
	1 総務管理費	6,486,656	180,900	6,667,556
4 衛生費		1,889,547	△168,444	1,721,103
	1 保健衛生費	584,267	△168,444	415,823
11 災害復旧費		352,124	3,344	355,468
	1 農林水産業施設災害復旧費	28,540	3,344	31,884
歳出合計		22,296,200	15,800	22,312,000

## 第2表 繰越明許費補正

(変更)

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス ワクチン接種事業	200,000	新型コロナウイルス ワクチン接種事業	26,036
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	現年農業用施設補助 災害復旧事業	15,710	現年農業用施設補助 災害復旧事業	18,502

承第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第17号

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日 専決

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例  
(瑞浪市税条例の一部改正)

第1条 瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第37条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税

地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第37条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第82条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27



項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第16項を削り、同条第17項を同条第16項とし、同条第18項を同条第17項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の3の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和

3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第14条中「、第13条又は第13条の2」を「又は第13条」に、「第63条」を「第64条」に、「、農地又は市街化区域農地」を「又は農地」に改める。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車

税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第18条第1項中「第34条の2の規定」を「第32条の3の規定」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（瑞浪市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 瑞浪市税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第22号）の一

部を次のように改正する。

第2条のうち、瑞浪市税条例第49条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第51条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第53条の改正規定中「第53条第4項」を「第53条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の瑞浪市税条例（以下「新条例」という。）第37条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この項、次項及び第6項において「施行日」という。）以後に行う第37条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の瑞浪市税条例（次項において「旧条例」という。）第37条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第37条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第37条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第37条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第37条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第37条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供に

については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

6 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

7 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承第4号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第18号

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日 専決

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞浪市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第6項及び第7項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第8項及び第9項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第10項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第13項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第43項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瑞浪市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。



議第42号

瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市税条例の一部を改正する条例

瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第35条第1項第2号及び第3号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第37条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項及び第37条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに第3項の規定は令和6年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の第35条第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の同項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

3 第1項ただし書に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議第43号

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「及び令和2年度」を「から令和3年度まで」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第2号ア中「事業収入等のいずれか」を「その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれか」に改め、同号イを次のように改める。

イ その属する世帯の生計を主として維持する者の合計所得金額（租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の瑞浪市介護保険条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

議第 4 4 号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 1 条第 1 項中「及び令和 2 年度」を「から令和 3 年度まで」に、「令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改め、同項第 2 号ア中「事業収入等のいずれか」を「世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれか」に改め、同号イ中「前年」を「世帯の主たる生計維持者の前年」に改め、同号ウ中「見込まれる」の次に「世帯の主たる生計維持者の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の瑞浪市国民健康保険条例の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

議第45号

瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（供用時間）

第3条 スポーツ施設の開館している時間又は開場している時間（以下「供用時間」という。）は、午前7時から午後9時までとする。

第4条の見出しを「（休館日等）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

スポーツ施設を休館する日又は休場する日（以下「休館日等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

第5条の見出しを「（供用時間及び休館日等の変更）」に改め、同条中「開館時間並びに休館日」を「供用時間及び休館日等」に、「休館日を定める」を「休館日等を定める」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

議第46号

瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年6月1日 提出

瑞浪市長 水野 光二

氏 名	住 所	生 年 月 日
大 山 雅 喜	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 4 7 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 瑞浪市本庁舎改修工事   |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 契約金額   | 9 7 4 , 6 0 0 , 0 0 0 円  |
| 4 契約の相手方 | 岐建・中島・板垣特定建設工事共同企業体<br>(代表構成員)<br>多治見市金岡町 4 丁目 7 5 番地<br>岐建株式会社 東濃営業所<br>所長 神田 康<br>(構 成 員)<br>瑞浪市和合町 1 丁目 2 番地<br>株式会社中島工務店 瑞浪支店<br>取締役支店長 武田 省司<br>(構 成 員)<br>瑞浪市南小田町 3 丁目 3 0 6 番地<br>板垣建設株式会社 瑞浪支店<br>支店長 越智 剛 |



議第 4 9 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 3 年 6 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1 6 7 5	長場 1 号線	釜戸町字大西 5 0 1 9 番 5 地先 釜戸町字大西 5 0 3 5 番 3 1 地先	

## 議第50号

### 訴えの提起について

次のとおり、訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

#### 1 訴えを提起する相手方

抵当権者の相続人（16名）

#### 2 請求の趣旨

昭和39年に旧陶小学校用地として寄附を受けた土地に抵当権が設定されており、抵当権者の相続人に対し抵当権設定登記の抹消登記手続に必要な書類の提出を求めたが、一部の相続人の協力が得られないため、被担保債権の消滅時効を援用し、抵当権の消滅を確認した上、相続人全員を相手方として抵当権設定登記の抹消登記手続を求めるための訴えを提起する。

#### 3 対象物件

所 在 瑞浪市陶町水上字平  
地 番 677番13  
地 目 学校用地  
地 積 2028平方メートル

#### 4 被担保債権

原 因 大正9年1月12日設定

債権額 金150円

債務者 ○○○○

抵当権者 △△△△

5 訴訟遂行の方針

訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。

議第51号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二

- |   |        |  |    |
|---|--------|--|----|
| 1 | 取得する財産 | 13mブーム付多目的消防ポンプ自動車                       | 1台 |
| 2 | 取得の方法  | 一般競争入札                                   |    |
| 3 | 取得金額   | 100,793,850円                             |    |
| 4 | 取得の相手方 | 岐阜市金園町3丁目25番地<br>株式会社ウスイ消防<br>代表取締役 臼井 潔 |    |

議第 5 2 号

令和 3 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 4, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6, 0 0 8, 4 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 6 月 1 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		35,121	62	35,183
	1 分担金	7,842	62	7,904
15 国庫支出金		2,359,099	61,413	2,420,512
	2 国庫補助金	1,074,219	61,413	1,135,632
16 県支出金		961,678	2,745	964,423
	2 県補助金	317,157	2,745	319,902
19 繰入金		1,023,476	50,280	1,073,756
	1 基金繰入金	995,346	50,274	1,045,620
	2 財産区繰入金	28,130	6	28,136
歳入合計		15,893,900	114,500	16,008,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,189,868	15,552	2,205,420
	1 総務管理費	1,834,049	15,552	1,849,601
3 民生費		4,964,409	41,113	5,005,522
	2 児童福祉費	2,001,117	41,113	2,042,230
4 衛生費		1,478,308	19,884	1,498,192
	1 保健衛生費	596,153	19,884	616,037
7 商工費		572,035	8,067	580,102
	1 商工費	572,035	8,067	580,102
8 土木費		1,450,614	7,994	1,458,608
	3 河川費	145,046	1,494	146,540
	4 都市計画費	348,443	6,500	354,943
10 教育費		1,856,029	1,103	1,857,132
	6 保健体育費	396,021	1,103	397,124
12 公債費		1,473,337	20,787	1,494,124
	1 公債費	1,473,337	20,787	1,494,124
歳出合計		15,893,900	114,500	16,008,400

## 第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
東濃中部病院事務組合負担金 (基本構想・基本計画策定業務委託分)	令和3年度から 令和4年度まで	8,700

議第53号

令和3年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度瑞浪市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,500千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日 提出

瑞浪市長 水野光二



# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		0	6,500	6,500
	1 一般会計 繰入金	0	6,500	6,500
歳入合計		23,000	6,500	29,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場事業費		11,442	6,500	17,942
	1 駐車場 管理費	11,442	6,500	17,942
歳出合計		23,000	6,500	29,500